

「内部統制システム構築の基本方針について」

千代田化工建設株式会社は会社法 362 条 4 項 6 号、5 項に基づき、平成 18 年 4 月 26 日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針について決議をしております。その後、反社会的勢力排除に向けた対応他を追加、金融商品取引法施行に伴う改訂、及び平成 21 年 9 月 30 日に「千代田グループ行動規範」の改訂に伴う修正他を行い、現在の内容は次の通りです。

【内部統制システム構築の基本方針について】

1. 取締役の職務執行の適正を確保するための体制

監査役会設置会社である当社は、業務の執行の適正を確保するため、執行役員は業務執行機能を担い、経営監督機能を担う取締役と機能分離を図っている。執行役員は、取締役も出席する執行役員会に於いて、定期的に業務執行状況を報告する。

取締役会は、執行役員の業務執行を監督するとともに、経営方針や業務執行に関する意思決定を行う。ただし、変化の早い社会・経済状況に的確に対応し、業務執行に関する意思決定を迅速に行うためその権限の一部を代表取締役全員で構成する経営会議に委譲する。また、経営会議は、取締役会に付議する事項の事前審議機関という機能も併せ持つ。

取締役会及び経営会議での意思決定の過程では、法律問題や経営判断過程の手続きについて必要に応じて顧問弁護士に確認を取るものとする。

監査役は、取締役会・経営会議・執行役員会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行について不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がないか、経営判断が善管注意義務に反していないか等の視点から監査し必要に応じ意見を表明する。

更に、当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全を目的とし、事業の個性及び特質を踏まえ、次の内部統制体制の構築・運用を行う。

2. 内部統制体制の構築・運用

＜内部統制運営委員会＞

内部統制体制強化のために、業務監査室の管掌役員を委員長とし内部統制に関係する部署の長を委員（付表 1）とする内部統制運営委員会を設置する。

内部統制運営委員会は、経営会議からの付託を受け、業務運営が適切な内部統制システムのもとで適正かつ効率的に行われるように各統制分野の情報を交換して各部間の調整を行い、期末又は必要と判断した時点で、経営会議に対し内部統制体制に関する改善等の提言を行う。

経営会議では内部統制運営委員会からの提言を検討して、内部統制体制の整備について取締役会に付議し、取締役会がその決定を行う。

＜統制環境整備＞

当社は、千代田グループ行動規範（付表2）の原則に従い事業活動を行う。適法かつ公正な事業活動の推進、企業としての社会的責任を果たすことを重視したCSR経営をコーポレートレベルで統合的に推進し統制環境を整備するのは、コンプライアンス監理室、社会・環境室、情報セキュリティーマネジメント室、輸出管理室を傘下とするCSR総室が担当する。

＜プロジェクト＞

事業の中核であるプロジェクト案件の受注・遂行、リスク管理については、テイクアップ検討会、見積方針検討会、プロポーザル審議会等の自己統制制度を今後も堅持する。加えてコールドアイレビューシステム、プロジェクトオーディット等の内部牽制機能はプロジェクト管理部が担当する。

＜危機管理＞

グループ危機管理体制として、当社危機管理及びリスク管理体制マニュアルに基づき、リスク並びにクライシス対応についてリスクマネジャーとクライシスマネジャーを任命し、恒常的な予防管理と有事の際の対処並びに被害最小化に努める。

＜法令等の遵守＞

労働安全衛生、環境、品質及び輸出管理等を含むコンプライアンスに係るリスクについては、各担当部署において、マニュアルの作成、関係情報の周知徹底、研修の実施等を行うものとする。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察、弁護士等の外部専門機関とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- ・HSEマネジメント室：労働安全衛生・環境マネジメント
- ・品質マネジメント室：品質マネジメント
- ・コンプライアンス監理室：コンプライアンス監理全般
- ・情報セキュリティーマネジメント室：情報セキュリティーマネジメント
- ・輸出管理室：輸出管理
- ・総務部：反社会的勢力対応の管理
- ・HRマネジメント部：労働法関連の管理
- ・財務・プロジェクト管理本部：会計法規、税務法規の管理

＜業務情報の保存・管理＞

業務に係る文書その他の情報については、当社の文書取扱規定を始めとする社内規定に従い、適切に保存及び管理を行う。

情報セキュリティーマネジメントについては、国際的に採用されている情報セキュリティーマネジメントシステムに関する基準に準拠した当社グループの情報セキュリティーマネジメントシステムに沿って、情報資産の適切な取り扱いを行うものとし、その管理は、情報セキュリティーマネジメント室が担当する。

＜当社グループとしての体制整備＞

当社グループ全体としての業務の適正を確保するために、重要なグループ会社は、当社と統一した考え方に基づき、グループとして整合的な内部統制体制を構築する。具体的には、各社の業態業容に応じた内部統制運営委員会機能を持つ組織を設置し、コンプライアンス活動・自己統制体制の推進、内部統制環境の継続的な整備・運用の強化に取り組む。

グループ企業について経営管理面のグループ全体としての把握・管理は、グループ企業企画管理部が行う。また、重要なグループ会社の内部監査は、当社と統一した考え方に基づいて実施するために、当社の業務監査室がまとめて担う。

＜財務報告の適正性を確保するための体制＞

当社は主要なグループ会社とともに、金融商品取引法で求められる財務報告の適正性を確保するため、業務ルールの文書化等所要の内部統制体制を整備し、これに則って日常業務を行うこととする。また、新たなリスクが認識された場合や当該体制に不具合や不備が発見された場合には、速やかに改善を図る。

独立的内部監査機関である業務監査室は、日常の業務監査等を通じて各所における統制活動の実態を把握、検証し、必要に応じて改善を指導することによって、全社に亘っての財務報告に係る内部統制機能の実効性を確保する。

3. 監査役室の設置及び連携体制

監査役室は監査活動の充実を図るため監査役の職務遂行を補助する専任職員を置く。独立性確保のため、監査役室職員の人事考課は監査役が行い、その異動については監査役会の同意を必要とし、当該職員は当社グループの業務の遂行に係る役職を兼務しない。

取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、当社グループの内部統制に関わる部門の活動につき、定期的又は重要事項発生の都度に、監査役に報告するものとする。また、監査役の監査の実効性を確保するため、代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、取締役及び従業員から監査役への報告の状況や監査役と内部監査部門等との連携について話し合う。

以 上

(注) 本文及び付表1の委員名等が組織改定により変更された場合は、その事実に基づき適時変更するものとする。(最終変更：平成23年4月1日付)

付 表 1

<p>内部統制運営委員会</p> <p>委員長：業務監査室の管掌役員</p> <p>委 員：SQE 総室長</p> <p> クライシスマネジャー</p> <p> CSR 総室長</p> <p> 業務監査室長</p> <p> グループ企業企画管理部長</p> <p> 経営企画本部長</p> <p> 総務人事本部長</p> <p> 財務・プロジェクト管理本部長</p> <p> プロジェクト管理部長</p> <p>事務局：業務監査室</p>

付 表 2

平成 21 年 4 月 1 日改訂

<p>千代田グループ行動規範</p> <p>当社グループは、企業活動の基本が社会と顧客からの信頼と共感にあることを認識し、業務遂行の社会的妥当性を確保するため、国内外の法規・国際的取り決め・社内ルール遵守を徹底するとともに、次の原則に従って事業活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 常に品質の向上に努力して社会に有用な設備・サービスを提供し、顧客の信頼に応える。2. 企業活動に対する社会と顧客の信頼と共感を得るため、透明・自由な競争と公正な取引を实践する。3. 株主を始めとするステーク・ホルダー、及び広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示する。4. 環境問題への取り組みがエンジニアリング企業グループの活動原点の一つであると認識し、関係諸機関とも協力し合って社会に貢献する。5. 反社会的勢力には毅然と対峙し、利益供与は行わない。6. 個人及び顧客に関する情報の取扱いに留意し、知的財産権についても、所有者の権利を侵害することなく、適切に取り扱う。7. 公私のけじめをつけ、会社の利益に反する行動は行わない。8. 全ての人々の人権を尊重する。同時に従業員の多様性、個性、人格を尊重するとともに、職場環境の整備により従業員の健康と安全の確保に努める。9. 当社グループ経営トップは、本規範に定める精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者へ周知徹底する。また、グループ内外の声を把握し、この遵守事項に反するような事態が発生した時には、経営トップ自ら問題解決にあたる姿勢を表明し、実効ある体制の整備に努める。 <p style="text-align: right;">以 上</p>

コーポレートガバナンス/内部統制の関係図

